**平成２６年（フ）第３３８号**
岡山市中区湊230番地８
債務者　田邉　将宏
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３７３号**
岡山市中区平井５丁目３番41―３号、旧住所岡山県都窪郡早島町若宮20番地３
債務者　川原　聡子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３７９号**
岡山市北区富田512番地１グリーンパーク102
債務者　髙原　宏幸
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３８９号**
岡山市南区浦安本町31番地25
債務者　大野　亜実（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３９８号**
岡山市北区関西町６番25―２号岡西市営住宅６―25番館２号
債務者　前田　大仁
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３９９号**
岡山市北区関西町６番25―２号岡西市営住宅６―25番館２号
債務者　前田ユタエ
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３５７４号**
大阪市都島区毛馬町２丁目11番35―407号
債務者　村上　陽子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３７８７号**
大阪府寝屋川市国松町14番１―230号、前住所大阪府寝屋川市豊里町８番６号
債務者　西本　　昇
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３９４４号**
大阪府東大阪市鴻池町１丁目16番８―403号
債務者　山田　　理
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４００７号**
大阪市城東区関目１丁目３番４―303号
債務者　西岡　正行
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４１６２号**
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目３番２―103号
債務者　島田　一彦
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１５０４号**
横浜市栄区長沼町780番地３　コーポサンメール106
債務者　岸田　昌龍
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１６３１号**
横浜市港南区港南３丁目36番27号　ＮＹハイツ101
債務者　漆久保譲慈
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第７９１号**
東京都小金井市梶野町２丁目16番５号オークハウス東小金井18
債務者　金山　秀一
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第１３２号**
釧路市大楽毛１丁目７番19号　ドゥエルシーランド101号室
債務者　佐藤理枝子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２６年（フ）第４０４号**
岡山市南区福島３丁目３番６号ラ・ピーヌ福島208号、旧住所岡山市南区福吉町15番８号60Ｄ　石産マンション
債務者　谷口キミエ
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部